

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可 (毎月一回一日發行)

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷十三第

行發日一月一年五和昭

## 新年特別號

- 所得稅に於ける累進率 . . . . . 法學博士 神戸 正雄
- 限界經濟學 . . . . . 文學博士 米田庄太郎
- マルクス價值論の價值論 . . . . . 文學博士 高田 保馬
- 農家經濟の本質に關する一考察 . . . . . 經濟學士 八木芳之助
- 我國の救護制度 . . . . . 經濟學士 橋本 文雄
- 資本主義社會の機構に於ける貨幣の地位 . . . . . 經濟學士 柴 田 敬
- 商業の本質及商業經濟學に就て . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦
- 徳川幕府と紙幣の發行 . . . . . 經濟學博士 本庄榮治郎
- 六大都市特に大阪市の租稅負擔 . . . . . 經濟學博士 沙見 三郎
- 經營學の本質 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎
- 近着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

## 徳川幕府と紙幣の發行

本庄榮治郎

## 一 緒 言

徳川時代に盛に行はれた紙幣は殆んどすべて所謂藩札である。當時之を國札・錢札・銀札・金札等といひ、又單に札とも云つた。幕府は寶永四年に藩札の普及は硬貨の流通を妨ぐるものとして紙幣の發行を禁じたが、享保十五年に至り、從來紙幣を發行せし藩にして二十萬石以上は二十五年、二十萬石以下は十五年間紙幣を發行することを許し、期限至らば更に許可を受くべきことゝした。然しその外に新規に允許を得て發行せしものあり、藩札は盛に行はるゝことゝなつたゝめ、寶曆九年以後、屢々紙幣發行について制限を加へて居る。札の名稱の中には上述の外に米札・傘札・綯絲札・鞭轆札其他種々なる名稱があるが、此等の札の中には金銀錢札の發行を制限せられたために其名目を變じたものもある。紙幣發行の理由は硬貨の不足を補ふこと、使用の便利なること等にも依るであらうが、實は藩政府の財政救済のために之を發行したことが大である。

徳川幕府は財政の窮乏に苦んだが、幕末に至るまで紙幣を發行することをなさず、貨幣の改鑄其他の方法によつてこれを編縫せしものである。然し幕府に於ても紙幣を發行せんとする計畫は必ずしも絶無であつたわけではなく、既に早く享保四年にも多少その俛があり、安政慶應頃に至つては、明かにその建議があつた。本稿は其等二三の建議の内容を紹介せんことを目的とするものである。勿論紙幣發行の機運が如何にして醸成されたかについては當時の經濟事情を稽ふる必要があり、また當時學者の紙幣に對する思想をも研究する必要があるが、それは他日に譲ることとする。猶慶應三年に於て實際紙幣が發行されたことについては別稿<sup>1)</sup>に記載しておいたから、こゝにはこれを省く。

## 二 享保四年の紙幣發行に關する諮問

草間直方著「三貨圖彙」には「享保四亥年京都始め山城國中銀札通用の議評定有之、仍て差支の有無を京地本兩替師どもへ奉行所より談問せらる」とあるが、それに對する答申書は次の如くであつた。<sup>2)</sup>

一山城一國、銀札通用被仰付候而、差支之筋も有之間敷哉、存寄之趣可申上様被仰付、御書付之趣奉承知候、御大切之御儀に御座候故、銘々共愚意に難及奉存候得共、乍恐存寄左に奉申上候

- 1) 拙著、日本社會經濟史、398頁  
拙稿、江戸銀座金札について、經濟史研究、第三號
- 2) 日本經濟叢書二十八卷、290頁

一 京都兩替屋共者、正金銀取遣り掛改等仕、渡世仕來候所に、銀札通用に罷成候はゞ、商買も相離れ可申様に奉存、乍恐迷惑に奉存候

一 慶長銀之位に御吹直し被爲成下、世上萬民雖有奉存罷在候處、此度被仰付候共、通用差支申儀者御座有間敷哉と奉存候得共、先年諸國札遣之始終、旁相考、いやしき心に者、乍恐如何にも奉存候、他國に而諸商物賣買仕候様に罷成候はゞ、正金銀はおのづから他國へ引け、御當地一所之困窮にも罷成可申哉と奉存候

一 從國々京都へ持登り候諸色商物、京都に而賣拂、其代銀札請取、其銀札を札場之正銀に引替候、隙入旁々迷惑に奉存候、國々より登り候諸色商物おのづから無數罷成、京都諸色高直に罷成、迷惑可仕と奉存候

一 江戸大阪御藏惣而御上納之分、銀札納に不被爲仰候者而者、下々安堵仕申間敷哉と奉存候

一 御當所之儀は諸國を引請商賣仕候者、又は御大名様方御用達之者多く御座候處に、一國限り之札遣候而は急成節之用向難辨可有御座と事存候

右之通存寄乍恐奉申上候、御當地町人其外之商賣に付左様之宜き筋、又は差支之筋可有御座哉と打寄色々工夫仕候得共、世上之儀愚意に難及奉存候、以上

享保四年十二月

「三貨圖彙」の著者は之に附記して『右等の外、差支の事數多可有之、三都は自然の天府にて、他國都下の經濟を以ては手狹にて差支の事ども多からん』と述べてゐるが、兩替商自身の立場からも、又銀札の正銀引替の面倒からも、或は又藩札と同様一國限通用にて不便なりとの點からその實行を喜ばなかつたやうである。これはたゞ紙札を行ふ場合の差支の有無を兩替屋に下問したゞけであるが、當時貨幣改鑄のための金銀不融通、錢貨の欠乏せしこと、享保十五年に諸國藩

札發行の許可ありしこと等を考へ合せて、幕府に於ても當時或る範圍に紙幣發行の議が多少ともあつたものではないかと考へられる。

### 三 安政元年の紙幣發行建議

舊幕府財政書類第四百八十九冊のうちに「楮幣發行建議」と題するものがあり、出處は後藤庄三郎役所となつて居る。<sup>3)</sup> 然しその中には二つの建議書があり、共に楮幣發行を懲憑せることは同一であるが、その趣旨は異つて居るのみならず、後者は安政四年又は安政四年十二月の文字があつて、兎に角安政四年の建議たることは明かであるが、前者にはかゝる明記がない。然しその冒頭に「昨年來異船渡來より不時の御入用少からず(中略)且又六月中伊勢・大和大地震、去る十一月東海道より諸國大地震海嘯の禍ひあり」云々とあるから、安政元年末のこと、斷じて誤りなきが如くに考へられる。

この安政元年の建議書における紙幣發行の目的は、財政窮乏に加へて、異國船渡來のため諸種の費用がかゝり、且地震海嘯等の天災があり、金銀不融通、人心穩かならざるものがあるから、幕府に於て格別の御仁惠を以て手厚き救濟策を講じ、貸付金等を行ふに非ざれば容易ならざる事端を醸すであらう。然し巨萬の金銀錢を鑄造發行することは困難であるから、紙幣を製し、御救

3) 大藏省舊藏本

の爲め貸付を行へば世間の融通となり、人心も穩かとなるべきは必然の理であるとして居る。即ち紙幣發行は單なる融通のためではなく諸家救済の意味を多分に含めるものである。

次に紙幣發行の方法は百匁、五十匁、二十五匁、壹匁、五分の五種の銀札を發行し、百匁札は三十枚即三貫目を一包とし、五十匁札も三十枚即壹貫五百匁を一包とし、二十五匁札は二十枚即五百匁を一包とし、何れも銀座包とし、包の儘通用せしめる。尤場合によつては包を解きて通用することを許す。壹匁札并に五分札は十枚を小束とし、十把を一束とす、即ち百匁、五十匁とし、はだか包と稱し、其真中を括り通用す。これは小額のものであり、日常の便利を専らとするものであるから、包を解きて用ふることを許す。然し之は絶えず使用さるゝものであるから、汚れ易く破損し易い、従つて札に押捺せる印鑑が不明瞭となりしときは、三都及諸國代官陣屋にて新札に引換ねばならぬ。その方法は一ヶ月幾日と日を定めて、古札に錢四文宛添え來れば、一枚にても換へることを要する。百匁・五十匁・二十五匁札は原則としては包のまゝ通用するものであるから、通用年限内は新札と引替へない。尤包を解きて用ふる場合と雖、丁寧に取り扱はしめ、手擦れ等なきやうにせしめなければならぬ。

右の紙幣發行は救済のためであるから、之を諸家士流に貸付くるものである。諸侯に對しては百萬石に五拾萬兩、一萬石に五千兩の割とし、旗本千五百石迄はその半高、千石以下百五拾石迄

は高の七分、百俵以下は高の八分、小祿の御家人は高の數だけを貸付くことゝし、すべて無利息で、元金は二十年賦で上納せしめる。之によつて諸家に於ては儉約の法を立て、武備を嚴にし、入るを量つて出るを制するの法を確立すべきである。仍て儉約の法立ち上述の拜借高を要せざるものはそれより減額し、大窮にて節儉の法立ち難き者へは高の全額まで貸し與へる。尤上納は二十年の例に依る。故に各家各節儉の法を立て、五六月の間に拜借高を申出づべし。公家堂上等も窮乏してゐるから、高に従ひ銀札を貸渡す。然し之は高も少きことであるから毎年二十分の一を幕府より銀札を買上げて焼捨つることゝする。

他方に於て幕府直領地の金銀銅山は身分正しき百姓町人に二十ヶ年の請負を命じ、又諸家領地の金銀銅山も力めて發掘せしめ、兩者ともその三ヶ年の費用を銀札を以て貸與す、これ亦上述の救濟銀札と併せて二十ヶ年上納とす。

紙幣の通用期限は之を二十年とし、その期間中は正銀同様の相場を以て世上に流通せしめ、毎年その二十分の一づゝを江戸大阪に於て焼捨て、二十ヶ年滿つれば以前の如く正金銀錢のみの通用となる。諸家元銀上納には紙幣を以てするも正金銀を以てするも差支ない。かくて銀札貸出は大略三千萬兩に及ぶであらう。

かくの如く紙幣を貸與するも、それは諸家救濟のためであつて、幕府に於てはこれを用ゐず、

出入とも舊によつて正金銀錢を用ひる。幕府自らは金銀改鑄及び當百錢の増鑄をなすことが緊要である。もしなす能はざれば已む事を得ず一ケ年幾萬と定め、十ケ年の間新銀札を製造通用し、十一ケ年目より十分の一づゝ引替焼却することゝせば、右十年の間には諸國の金銀銅山次第に盛んどなり、改鑄増鑄も漸次行ふことが出来るであらう。

銀札通用に對しては世に大害あり、且偽造犯人も多く出でんどの説あれど、二十ケ年通用、焼却の法あれば害を生ぜず、又二十ケ年の間正金銀を死藏する者あらんどの説あらんも、暫時の後には世に出づべく、年限中は銀札のみ通用にても害はない。紙幣製造の費用多きにも拘らず幕府に於て之を用ひず、諸家を救ひ世上融通の爲めのみに行ふことであるから、天下はその仁惠に感歎するであらう。云々

以上はこの建議にあらはれた大體の主旨である。諸家救済のために紙幣を發行し、二十年後には舊の紙幣なき状態に復せんことを考へ、幕府に於ては紙幣を用ひざるを可とするも、萬已むを得ざる場合は十ケ年限り新銀札を用ひ、次の十年に焼却せんどの方法である。發行及び償却の方法、其他議論の備はらざる處少からず、これを實行して果して論者の如く、よく紙幣が一定期間内正貨同様に流通するや否や頗る疑問であるが、とにかく幕府をして紙幣を發行せしめんどの考の生ぜしことは注意すべき點であらう。



#### 四 安政四年の紙幣發行建議

安政四年の建議は先づ大阪の事情から説き起されて居る。即ち大阪は諸國産物の輻湊する所であり、金銀取引手形を以て融通專一に致し、自然と金銀相集る繁昌第一の處であるが、近來は諸侯の御用多く、金銀は大阪を出拂ふばかりであつて、こゝ十年以來大阪も次第に衰へ、殊にこの兩三年は特に甚しく、正金銀拂底の時節となつた。大阪は諸相場の根元であるが、今や物價次第に騰貴し、諸國困窮難澁至極の時節である。就ては此度格別の御仁惠を以て、別紙書付の通り金札を發行せらるゝならば、天下一統のための御仁政となるであらう。

大阪に於て正金銀の少くなつたことは實に前代未聞のことであつて、一般に正物は拂底となり、諸家證文等もその額は非常なる金高に昇つてゐるが、實は全く空證文である。それで正金に非る金札を以て、この時節に對應し通用せしめらるゝことも自然の道理といふべく、この金札を諸家に貸與し、町人共へ返金せしむることゝせば莫大なる御仁惠であらう。町人のうちには從來相應の御用相勤めし者にも不融通のため逼塞し又は他國へ赴くものもあり、諸人の困窮せるもの年々夥敷き數に上つてゐる。一方貸付證文は諸家難澁により反古同様となつてゐるが、それが此度金札を以て返金せらるゝことゝなれば、町人にとつても融通の途を得て立ち行く道理であ

り、且諸家救濟の目的を達し、大阪はもとの繁昌なる大阪に立戻り、自然隠れてゐた正金銀も世に出づるに至り、諸國銀札の混亂も忽ち止むことであらう。かく融通の途が開かるれば諸家への御用も調ふわけであり、此度の貸下金札を十ケ年にて返済することも滞りなく行はれる道理である。世上に正金銀が多く現はるゝに至れば、金札は多く發行せず、又万一金札引上げの場合にも、その發行數少き方都合よきわけであるが、然し些少の水にて乾きし土地を潤はすことは困難であるから、追々發行高を増加することゝせなければならぬ。

然らば如何なる種類の金札を如何にして發行するか。先づ金札の種類と額とについては、拾兩札百萬兩、五拾兩札百萬兩、百兩札百萬兩合計一ケ年三百萬兩宛五ケ年間總計千五百萬兩を江戸にて摺出すことゝし、諸國銀札と同様正金との引替を一切行はず、破損等の札は江戸京大阪等の御用達町人をして新札と引替へしめる。

諸家への貸下は元金十ケ年据置、利足は年々上納し、十一ケ年目より無利足金札を以て十ケ年間に返納すること、即ち初年より二十ケ年に皆濟となる。右利足は年二朱とし、内約一朱は金札板木摺手間、其外入費に充て、殘金を益金とする。この益金を以て蝦夷地其外諸國金銀坑人夫等の手當とし、金銀の産出を多からしめ、新金を吹立、金札を追々減せしむるやうにしたい。尙京都大阪は從來銀通用の場所であるから同所金相場格別下落せし場合は、金札同様に五百目以上の

銀札を摺出すことゝせなければならぬ。云々

右の建議に對し、當局者は種々の疑點につき附箋をなして下附し、これに對しそれぞれ答申してゐるが、當時大阪における經濟關係特に手形取引、資金融通の狀況等が詳述せられてゐる。

以上の建議は安政元年の建議と大に趣を異にする如くであるが、金札の發行が結局諸家救済に在る點、并に共に引替元金を備へざる純然たる不換紙幣たることに於ては全く同様である。而も紙幣の發行及びこれが流通に對する考察に至つては、安政元年のものに比して寧ろ不十分なる觀がある。當局者も「正金と自在に引替不相成ひ而は札の位にかゝはり可申哉」云々との疑問を附箋してゐるが、これに對し「元より正金御同様の御札日々何程大數取引在之共、正金と引替いと申事無之、一切差支の事は無之と奉存ひ」といひ、江戸大阪にて小判を元として兩替をなす場合、日々の相場により百兩につき銀何程との打銀をなすを以て、正金引替を行はゞ金札も右同様打物相場にて日々取引致すことゝ成るべしといひ、又轉じて諸家の紙札即ち藩札が表面は兌換券の如く、その實は不換紙幣なることを難じて、かゝる虚實あることは不可なりとし、金札は金札として正金同様通用すべきものにて、當時の不融通なる時節に對應し便利至極のものにて、正金よりも位高きものともいふべきなりと説き、又金札は幕府自身が諸費用の支出に用ゐるのではなく、諸家救済のためのみに貸下げ通用せしむるものであるから誠に御仁政であつて「御札の御位

もますく「光り可申事と奉存ひ」といへる如き、何れも經濟理論と合せざる亂暴なる議論なりといはなければならぬ。大阪における手形取引がよく行はれ、且便利なる點よりして、紙札の通用が正金の使用よりも甚だ便利であり、これを行へば手形の如く、よく行はるべしといへるは、全く通用の根據を無視せしものであつて、手形の背後に存する信用の問題を忘却したものだといはなければならぬ。尤不換低幣と雖、その發行方法如何によつては相當流通すべきものであることはいふ迄もないが、然し右の建議にあらはれし處にては、その點も極めて不明瞭であり、發行額や諸家貸下に對する返濟方法等についても、寧ろ安政元年の建議の方が理を盡せる如く考へられる。

## 五 慶應三年の紙幣發行計畫

慶應三年八月に至つて、東海道筋に旅行者の便利のため錢札を發行しては如何との建議があらはれた。その趣意は次の如くである。

元來街道筋錢相場は江戸大阪等よりも高くなつて居るが、近來百文錢其外の錢を鑄られた、め、江戸大阪共に錢價下落し、従つて街道筋の相場との値開きは益大となり、旅行者の損失も甚しきに至つた。茲に於て百文錢其他を十分に街道筋へ廻し、各宿驛に十分なる錢貨を流通せしめ

たならば然るべきかとも考へられるが、街道筋錢相場の高きは必ずしも錢拂底の爲めのみではない。人馬賃錢、旅籠代は勿論立場茶代以下草鞋煙草に至るまで、一切錢を必要とするが、旅人は輕装を旨とするため、常に金貨を所持しこれを途中にて兩替せなければならぬ。問屋・本陣・旅籠屋等では土民間の兩替相場の外、旅人に對しては別の相場を立て、利益を貪ることが年來の習慣となつて居る。かゝる事情であるから錢貨を多く街道筋へ廻しても旅人の便利とはならない。依つて寧ろ錢札を製造し、金座其外一二の兩替屋において賣渡し、旅行者は都下の錢相場にて錢札を買求めて旅行することゝせば、道中で兩替をなす煩もなく、其儘支拂にも用ひられ、兩替の損失もなく、舊弊一時に改まるわけである。尤追々街道筋に溜りし紙札は江戸金座・大阪・駿府等に正貨と引替へることゝしたい。札は錢十二文・百文・三百文・一貫文の四種とし別紙見本の通り印行し、先づ東海道へ試みては如何であらう。このことは道中奉行も同意の由であるから此段伺ひ奉る云々。

右の建築に對して『伺の通り相心得觸案取調可被差出候事』との指令があり、十二月に至つて御觸案を具し、更に詳細なる伺書を提出した。即ち次の如くである。

街道筋に通用の錢札は伺濟の通り四種とし、金座・座方付兩替屋其外京都金座・大阪鑄錢座出張所等において、時の相場を以て賣渡し、其際兩替屋をして手数料等を徴せしめず、その代り金座

より兩替屋へ相當の手當を與へることゝしたい。引替は江戸は金座、京都は爲替兩組御用所、大阪は鈴木町御代官所、街道筋は駿府紺屋町陣屋、遠州中泉陣屋、勢州四日市陣屋等にて引替へ、引替元錢は錢札の賣行の模様を見計らひ、御代官へは江戸役所、爲替兩組へは江戸御用所より下り渡し、夫々其場所へ備へ置かしめ、紙札所持人にも、宿驛問屋年寄共にも、申出次第速に引替へ、尤、被下人馬賃錢にて請取方申立候向へは渡方取計ふやう致したい。就ては右紙札手摺れ、濡れ、切目摺、少々の裂れ有之候とも額面金額の分明せる分は仔細なく引替ふることゝする。

右紙札に用ゐる紙は、江戸關口水道町にて御勘定所古帳等還魂紙に漉立ぬ場所にて厚紙漉立てしめ、印刷については金座にて彫刻し金座役人共に製造せしめ、御勘定方附切り見届、製造高は先づ五萬兩を目當とし、百文の分二萬五千兩、三百文・一貫文の分一萬兩づゝ、十二文の分五千兩とし、帳簿に登録し、後藤吉五郎并金座役人共に捺印せしめ、前記江戸・京都・大阪の賣渡所へ交付し、通用の模様により追々交付することゝしたい。錢札引替の際は引替の印等を押捺せしめ、不取締なきやう致させたい。

右の趣を以て取計方金座并御代官へ差圖仕るべく、御觸案并錢鈔雛形相添此段上申する。<sup>4)</sup>

## 御觸案

今度道中筋人馬賃錢割増被仰出候に付ては、旅行の向々辨利のため、先づ東海道筋を限り、錢札通用被仰出候間、人馬賃錢旅

4) 雛形は原本に掲載なし

籠代其外何品によらず、百文錢眞鍮錢小錢文久錢同様、宿驛において無差支取引可致候

右錢札の儀は江戸并京都御金改役所大阪表鑄錢座出張所において、時の相場を以て買渡し、街道に相溜り候分江戸本町御金改役所并京都爲替兩組御用所・大阪鈴木町御代官所・駿府紺屋町御代官所・勢州四日市御代官出張所并別紙名前の者共方にて、引替遣し候間、持主共より銘々勝手次第最寄の引替所へ可申出、尤引替に付而は歩割減等一切無之候間不取締の儀無之正路に取引可致候

右之趣御料は御代官、御預所私領は領主地頭より不洩様可被相觸候

江戸表賣渡所名前

下谷金澤町	石川屋庄次郎
元大坂町	美濃屋利右衛門
日本橋吳服町	伊勢屋吉之助
葭町	大坂屋兼三郎
大傳馬町一丁目	和泉屋甚兵衛
同所	伊勢屋喜平次
入町堀長澤町	和泉屋米次郎

右の東海道錢札發行の計畫は前述の安政年間における紙幣發行と異り、全く旅行者の便利のため之を發行せんとしたものであつた。殊に御觸案までも具申され、實行の運びとなつて居たものであらうが、間もなく幕府覆滅し遂に實現を見るに至らずして終つたものと考へられる。

## 六 結 言

以上述ぶる如く享保四年、安政元年、同四年及び慶應三年に紙幣發行の建議若くは計畫があつたのであるが、それは何れも實現せず終つた。その各々の内容については互に異なる點もあり、類似點もあるが、それ等のことは必ずしも重要なることではない。私は他の意味において此等建議書の重要を認めなければならぬと思ふ。

從來幕府は各藩の如く紙幣を發行せず、貨幣改鑄や御用金等の方法によつて、その窮乏せる財政を彌縫しつゝあつたのであるが、幕末になると最早從來の傳統的政策のみを固守する能はざるに至り、遂に紙幣發行なる方法が考へられたのである。勿論上述の建議に於ては紙幣發行は決して幕府の融通のために非ずとしてゐるが、然し幕府の財政窮乏を救ふために、紙幣發行の方法によること、全然考へられなかつたわけではない。安政元年の建議書の中にも、幕府は硬貨改鑄等の方法によつて財政窮乏を救ふべきであるが、それに依る能はず萬已むを得ざる場合は十ヶ年に限り新銀札を發行して一時の急を救ふべしといへる如きは、這間の消息を示せるものではないか。

然るに慶應三年に至つては紙幣發行の議は遂に實現したのであつた。即ち同年江戸銀座をして



江戸横濱通用の金札、并に江戸及關八州通用の金札を發行し三井をして引換に當らしめ、又兵庫開港のため大阪の富豪をして商社を設立せしめ、金札を發行せしめしことこれである。商社の金札發行については一方に御用金を命じ、それに對する補償として金札を發行せしめたものであるが、江戸銀座發行の金札についても同様の關係が存在して居た。<sup>5)</sup>これは從來の御用金が大抵は獻金同様の結果となり、従て出資者の側に於ても容易に之に應諾せざるに至り、御用金に對する補償として紙幣を發行せしむる如きことを考へざるを得ざる状態に立ち到つて居たことを示すものである。

かくの如く慶應三年に關東關西に於て事實紙幣が發行されたことに對しては、上述の安政慶應の紙幣發行建議は決して直接の關係を有するものではないが、紙幣發行の機運は當時既に醸成されてゐたことであり、窮餘の一策として遂に紙幣の發行が實現されたものと見なければならぬ。この意味に於て上述の建議書の如きも、その重要性を認むべきであらう。

5) 拙稿、江戸銀座金札について、經濟史研究、第三號